平成２８年（フ）第２１１号
名古屋市東区泉３丁目３番４号
破産者　株式会社ＮｅｔＷｏｒｋｉｎｇ
1　決定年月日　平成28年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第６１７号
名古屋市中村区名駅４丁目３番25号
破産者　株式会社Ｈｅａｒｔ　Ｂｏｘ
1　決定年月日　平成28年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第６２７号
愛知県北名古屋市弥勒寺東４丁目11番地
破産者　有限会社中京和光
1　決定年月日　平成28年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第９８１号
神戸市中央区浜辺通４丁目１番23―325号
破産者　大開工業株式会社
1　決定年月日　平成28年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１６１号
兵庫県姫路市山田町多田269番地
破産者　有限会社らいふ広告社
1　決定年月日　平成28年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第１７９号
兵庫県姫路市広畑区才２番地１　ファミール広畑301
破産者　山本　民子
1　決定年月日　平成28年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第７５７号
京都市下京区中堂寺粟田町93番地京都リサーチパーク４号館511号
破産者　ＵＳＳＲエンタープライズ株式会社
1　決定年月日　平成28年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第７５８号
京都市上京区下立売通千本東入田中町422番地
破産者　京都菓子工業株式会社
1　決定年月日　平成28年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第８３５号
京都府宇治市小倉町南浦110番地の20
破産者　有限会社山口運送
1　決定年月日　平成28年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第３２４号
京都市下京区西木屋町通松原上る清水町454番地３
破産者　株式会社クー・ド・クール
1　決定年月日　平成28年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１１６号
岡山市北区田中124番地102Ｐａｒｋコーポ Ａ棟205号、開始決定時の住所岡山市南区米倉70番地８
破産者　山本　光江
1　決定年月日　平成28年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１５８号
岡山市北区田町１丁目１番３号西川コーポ402、旧住所岡山市中区湊880番地410
破産者　新谷　雄二
1　決定年月日　平成28年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２７年（フ）第４６４６号
大阪府門真市島頭４丁目24番20号
破産者　伊丹　桂子
1　決定年月日　平成28年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５３９５号
大阪市淀川区塚本５丁目６番34号
破産者　ＣＡＲ　ＳＥＲＶＩＣＥ　ＬＥＴ’Ｓ　こと　安西　喜雄
1　決定年月日　平成28年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１９４０号
大阪市港区八幡屋１丁目１番５―405号、事業所所在地大阪市港区弁天６―４―27
破産者　スルガ工機こと　駿河　通友
1　決定年月日　平成28年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２２２６号
大阪府東大阪市三島２丁目12番12号　メゾンアルカンシェル１　101号室、前住所大阪府東大阪市鴻池元町10番45―601号
破産者　寺田　峻介
1　決定年月日　平成28年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１２２号
徳島県吉野川市鴨島町牛島1123番地８
破産者　木元　裕昌
1　決定年月日　平成28年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２１２号
徳島県鳴門市撫養町小桑島字前組２番地、旧住所徳島県鳴門市鳴門町高島字南411番地
破産者　岩本　　正
1　決定年月日　平成28年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３６号
徳島県徳島市佐古三番町16番５―1002号、旧住所兵庫県芦屋市大原町20番21―211号、大阪府枚方市天之川町１―11
破産者　白井　一樹
1　決定年月日　平成28年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１６３号
福岡県久留米市合川町2063番地13
破産者　土屋　千里
1　決定年月日　平成28年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部